

平成19年02月08日

〒590-0494
京都大学原子炉実験所
助手・小出 裕 章 様

〒177-0041 4-25
蒼天社政治情報センター
代表・石 川 鐵 也



公 開 論 議 書 VI

平成19年1月28日付け公開論議書Vに対する早速の返書（1月31日付）をいただきましたが、その多くは一方的な自己主張であり、反論文ではありませんでした。

さて、本論は、「このような論争にどれだけの価値があるか、私(小出)自身は首をかしげています」と愚痴りながら公開されたものですが、①（諸問題に関する容易でない作業が必要で）それが達成されるまでは原子力発電は存在していますし、マスコミがそれを認めたとしても不思議ではない②倫理の正しさは、倫理それ自体が決めるのであって、多数決で決めるのではない③原子力事故での死亡者の命と火災や交通事故による死亡者の命、その命の重さには変わりがない④法人、個人にしる「エネルギー消費を2分の1にしてください」とお願いしたところで、直ちにそのようなことができる道理がない。国のエネルギー政策を変えるためには長い年月が必要である⑤（目標達成には）その過程で、幾つもの困難が生じるが、如何にそれを乗り越えていくかということこそ政策の役割である⑥発電という行為において、発電設備を確保することと燃料を確保することは同様に重要である⑦高レベル放射性廃棄物が現存しており、それを何とかしなければならぬ⑧貧資源国・日本、といった現状を認め合えた事に私は価値を見出しています。

よって、残りの問題についても、その要点を一つ一つ論議していくことが重要と認識しております。私の主張をよく熟読なされ、誤った点がありましたならば、反論いただければ幸いです。

— 記 —

1. 国の政策を決定する際、「その時々権力者が中心となるのは世の常であり、万国共通」と言っても過言ではありません。小出さんが「一部の利害関係者だけで作られている」云々と問題視するのであれば、殊更に、「私は、私が、私の」などと主張せず、どのようにして政策決定者を選出すべきなのか、その具体的な理由、方法を明確にすればよいのです。

本来ならば、小出さんが、政策立案過程に参画したいのか否かなど議論の対象ではありません。小出さんが、「私（小出）は、私（小出）が、私（小出）の」と連発されたので、しかたなく、それなら論文を書けばよいでしょう、と受けたのです。

にもかかわらず、一体何を「理解せよ」と言うのでしょうか。私には、小出さんの思い込み、詭弁に思えてなりません。

2. 小出さんは、一体何をもって「カネとの引き換えに押し付けられてきました」と

断じるのですか。これは「倫理」の話ではありません。これまで、住民の多数が反対しているところへ原子力施設が押し付けられたといった事実が存在すると言うのであれば、是非ともそれを立証してください。立証できなければ、虚偽発言であったことを認められ、二度と同様発言を繰り返さないでください。

3. 小出さんは、「破綻した財政にてこ入れするために、地層調査を受け入れるような自治体は、仮に協定書を締結したとしても、財政はいつそう悪化するだけで、いずれは（最終処分場を）受け入れさせられてしまいます」と主張されましたが、何故、その根拠を明確にできないのですか。知事了解、有権者の了解を抜きにして最終処分場の誘致が決定されるというのであれば、是非ともその具体的な理由、方法を明確にしてください。明確にできなければ、虚偽発言であったことを認められ、二度と同様発言を繰り返さないでください。

4. 協定書締結までの経緯もよく承知しております。小出さんは、「旧動燃が協定書の締結を断った事実はない」と主張されるのですか。強要がなければ、「梨」の収穫が始まるまでに着手すると記された協定書に署名・押印などするはずがありません。誰もが実行できない約束（協定書）など本来は無効なのです。旧動燃が言ったか否かではありません（旧動燃が主張しなかったのは、担当者の無知か、十数年後に論じる恥ずかしさからでしょう。締結後に協定の無効を通知しませんでしたからね）。深夜に至る強要といえるような行為が存在したか否かです。

小出さん、協定書に搬出先は記載されておりましたか。搬出先も決定されぬままに締結されたのですよ。搬出先がなければ絶対に撤去などできません。こういった事実を積み重ねれば、当該協定書の締結は、「旧動燃担当者の無知、無責任からなされた行為」と断じられます。

協定書の効力については、「協定書が公文書である以上、それが法的な効力を持つことは当然です」と小出さんも認められた通りです。

協定を締結した市町村が、方面区民より劣るといった理由も見当たりません。つまり、小出さんが心配しなくても、協定書は生きるということです。

地質調査に関する当該協定には、当然のこと、都道府県も当事者として署名・押印するのです。これで、市町村の財政破綻による拒否姿勢の変遷といった心配をする必要もありませんよね！他に疑義がなければ市町村の応募を応援しましょう。

5. 小出さんのおっしゃるように「科学や技術は一步一步進みます」。国のエネルギー政策を変えるためには長い年月が必要です。太陽エネルギーの実用化、その実現まではエネルギーの多様化を図らねばなりません。それを実践するためにも、原子力サイクルの可能性も探らねばなりません。やらせてみて、それでも駄目なら廃止させましょう。

6. 私は、「安定電源の定義」について、「計画性をもって、計画的に停止し、稼働させることが可能な電源」と理解しています。「安定電源の定義」に則り判断すれば、「石油・石炭・天然ガス火力発電、原子力発電」などは安定電源となります。

東京電力、関西電力等の原発が、「有無を言わず同時にいっせいに停止」した

事実はありません。一体どの部分が私の意見に対する反論なのでしょう。

また、「（原発と異なり）太陽光発電や風力発電では（いっせい停止は）起こらない」と断じておられますが、先月12日の朝日新聞には「（東通村の風車倒壊を受け）現時点では、倒壊の原因を特定できないため、ウインドファームにあるほかの24基の風車すべての運転を取りやめている。ユーラスエナジャパン青森支店の玉島康夫支店長は『あらゆる角度から原因を調べている。原因がはっきりするまで運転は見合わせたい』と話している」と記されています。

小出さん、本当に太陽光発電のいっせい停止など存在しないと考えているのですか。太陽光発電にもいっせい停止の可能性はありますよ。それは、太陽光発電設備を原因として住宅火災などが発生した場合です。複数の事故が公表されたならば、当該メーカー、当該品番の太陽光発電システムは間違いなく停止させられます。

小出さん、「昨日の100パーセントは今日の100パーセントに非ず、今日の100パーセントは明日の100パーセントに非ず」の意味を理解してください。太陽光発電や風力発電にも「絶対」はないのです。

なお、「もともと議論がかみ合っていない」と述べるのであれば、まず、小出さんが主張される「安定電源の定義」を明らかにしてください。

7. 小出さんが、「読者の判断に任せましょう」と述べられたので、ネット読者の意見を紹介したのですよ。その事実を無視しての「議論に関係ありません」発言は、無責任ですね。議論の継続か、終了か、小出さんに合わせます。

8. 部分的事実と全体的事実（真実）の違いを理解されたようですので、本件は終了しますが、都会に住んでいるだけで排気ガスや騒音に悩まされ、孤独の中で死亡している人々の存在、原子力施設の誘致によって安定した生活をおくれるようになった人々の存在にも気づいてください。

9. どの部分が反論なのでしょう。小出さんは、「核兵器を製造、保持しないということだけであれば、憲法に手を加えづとも、明確な法律をつくれればいいのです」と述べ、今回は「非核三原則の立法化に価値がないとは思いません」と述べられました。

「非核三原則の立法化」についても、多くの団体、個人と論じており、私の主張（「持ち込ませずを条文に転換すれば、当然のこと、検閲権といったものを明記しなければザル法となる。他国の軍隊に対する検閲など絶対に不可能」云々）が認められてきました。

小出さんが言うところの「明確な法律」とはどのようなものなのでしょう。本当に検討したことがあるならば、その概要だけでも明示すべきです。

10. 小出さん、私の意見を熟読してください。私が「大きな勘違い」と言ったのは、小出さんが家庭での節電に限定していたからです。

私は常々「民主社会における無知は時として罪になる」と説いております。主権者たる国民一人一人が、部分的事実と全体的事実（真実）の違いを理解し、「報道機関による部分的事実の報道による被害（風評被害）」の実態といったものを正し

く認識できたならば、風評被害など発生しませんし、納豆の買い占めに走ることもなかったはずです。

主権者としての責任を自覚した人々が多数を占めるようになれば、政治家の質の向上にも繋がりますし、必然的に為になる政策や法律も整備されるはずです。個人を語るということは、家庭の省エネのみに限定するわけではありません。社会のあり方、国土利用のあり方を変えるためには、有権者一人一人の意識改革が必要不可欠（この点は小出さん同様）であり、個から連への成長が必要なのです。

公表されているような分野別グラフを作成する前に、まず、道理を学んでください。その上で、自分が正しいと認識したのであれば、率先して、自然エネルギーだけで生活できることを立証してください。「隗より始めよ」です。

なお、原子力に手を出し続けると宣言した小出さんに、「核を廃棄するための最良の道は、個人の決意に頼るのではなく、その核＝原子力の技術に手を出さない、云々」と言われても・・・ため息がでるばかりです。

11. 本項目についても、私の見解に誤りがあるわけではありませんね。さて、小出さんは、「何が重要かといえば、『地中』に存していたものを地上に引きずり出し、それを野ざらしで放置したということなのです」と述べておられますが、地中ならば絶対安全と言えるのでしょうか。地中での影響を受けた水が地上に出ることも有ると思うのですが・・・それは大丈夫なのでしょうか。

また、小出さんの唱える微量放射線の影響をストレートに読めば、方面区の梨、特に榎本さんの梨は食べない方が良く、となるのですが、くじに当たる確立を下げるためには、やはり食べない方が良いでしょう。今年の当該梨購入は、小出さんのアドバイスに従いますので、宜しくお願い致します。

〔余談〕私と小出さんの性格、同様なのかも、と考えるこの頃です。不思議と親近感も増しました。原子力を進める側の人、あるいは反対する側の人にとっても、何らかの参考となるよう、今後も大いに論じ合ひましょう。

以上